

始良市コロナに負けるな起業家支援金

実施要領

(令和3年3月25日)

【問合せ先】

始良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係

住 所：〒899-5294

始良市加治木町本町253番地

TEL：0995-66-3145（直通）

FAX：0995-62-3699

<目 次>

1	事業概要について	1
2	支援金額について	1
3	申請要件について	1
4	申請手順について	2
5	申請書類について	2
6	申請受付について	4
7	その他注意事項について	5

1 事業概要について

新型コロナウイルス感染症が拡大し、経済に甚大な影響を及ぼしている中、始良市内で新たに起業した中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）への支援として、事業継続を下支えし、事業全般に広く活用できる支援金です。

2 支援金額について

1 事業者 一律20万円（支給は1回限り）

3 申請要件について

以下の(1)~(5)の全てを満たすもの。

- (1) 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、令和2年3月から令和3年3月までの間に起業した中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）
<中小企業者等の定義について>

- ・ 中小企業者とは
中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者
- ・ 小規模企業者とは
中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者

【定義】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資金の総額	常時使用従業員 の数	常時使用従業員 の数
1 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2～4を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- (2) 事業所在地が始良市内であること。

- (3) 起業にあたり、法人については「法人設立届」、個人については「開業届」を提出していること。
- (4) 商工会に加入していること。
- (5) 暴力団等に関与していないこと。

4 申請手順について

ステップ1：申請要件の確認及び書類の準備（各事業者）



ステップ2：申請書兼請求書の提出（各事業者⇒市役所）



※ 5月31日までの消印有効

ステップ3：申請書類の審査（市役所）



ステップ4：交付決定通知書の発送（市役所⇒各事業者）



ステップ5：支給（市役所⇒各事業者）

※ 申請から支給までは約2～3週間を目安

5 申請書類について

(1) 指定様式

- ① 始良市コロナに負けるな起業家支援金申請書兼請求書
- ② 誓約書

(2) 必要添付書類

- ① 事業を開始したことがわかるもの

法人の場合 ⇒ 登記簿謄本 / 個人の場合 ⇒ 開業届

※ 開業届については令和3年3月31日までに税務署へ届出を行い、

受付印が押されているものに限る。ただし、令和3年3月開業については令和3年4月末までに税務署へ届け出たものでも可。

< 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） >

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
第一電気機器株式会社

会社法人等番号	0000-00-000000		
商号	第一電気株式会社		
	第一電気機器株式会社	平成30年 6月 1日変更	平成30年 6月 5日登記
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号		
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	平成30年 6月 1日移転	平成30年 6月 5日登記
公告する方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する		
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichiki-denki.co.jp/kessan/index.html	平成30年 6月 1日設定	平成30年 6月 5日登記
	会社成立の年月日		
目的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 前各号に附帯する一切の業務 平成30年 6月 1日変更 平成30年 6月 5日登記		
単元株式数	5株		
発行可能株式総数	4000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株		
資本金の額	金1000万円		

整理番号：E072589 ※ 下線のあるものは特事項であることを示す。 1/3

受付印が必須

< 開業届 >

個人事業の開業・廃業等届出書

届出者 氏名：[] 住所：[]

届出年月日：[] 届出場所：[]

届出理由：[]

届出内容：[]

届出期間：[]

届出者印：[]

届出書は、開業届、廃業届、休業届、事業内転居届等として提出する。

届出書の提出は、開業届、廃業届、休業届、事業内転居届等として提出する。

届出書の提出は、開業届、廃業届、休業届、事業内転居届等として提出する。

② 事業概要がわかるもの

始良市内での事業実態がわかるものを提出。

※ 提出書類については所在地、屋号が記載されているものであること。

<例>

定款、ホームページ、パンフレット、チラシ、営業許可証 等

③ 事業計画書 ※ 参考様式あり

開設準備における収支計画、事業収支計画（一月分）がわかるもの提出。様式は任意とするが、参考様式を網羅しているものであること。

④ 商工会に加入していることがわかるもの

会員承諾書もしくは入会金・会費の支払いが確認できる書類 等

⑤ 振込口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの。

- ・ 口座の写し（通帳を開いた1・2ページ目）
- ・ 電子通帳の画面コピー 等

⑥ 本人確認書類の写し

住所・氏名・顔写真がはっきり判別できるものを提出。本人確認書類については申請時点で有効なものであること。

また、法人については代表者の本人確認書類を提出。

<例>

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード（表面のみ）
- ・ 写真付きの住民基本台帳カード（両面）
- ・ 障害者手帳（住所・氏名・顔写真が記載された部分）

上記の書類準備できない場合は2種類の書類にて代替可能。

- ・ 住民票 + 健康保険証（両面）
- ・ 公共料金の請求書 + 健康保険証（両面） 等

6 申請受付について

(1) 申請期間

令和3年4月1日（木） ～ 同年5月31日（月）まで 消印有効

(2) 申請方法

簡易書留やレターパックによる郵送。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からご協力をお願いいたします。

(3) 送付先

〒899-5294 始良市加治木町本町253番地

始良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係 宛

※ 封筒に「始良市コロナに負けるな起業家支援金申請書兼請求書」在中とお書きください。

7 その他注意事項

- 本支援金については、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理にご注意ください。
- 既に起業しており、2店舗目のオープンなど事業拡大については対象となりませんので、ご注意ください。